

役員報酬規程

(社会福祉法人 福思会)

(目的)

第1条 この規程は、理事及び監事の報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 理事及び監事のうち法人業務を行う理事及び監事に対して、役員報酬を支給する。

(支給額)

第3条 非常勤の理事及び監事の支給額は、理事会等への出席1回につき、税込みで1万1千円とする。

2 非常勤監事が監査業務を行った場合には、1回(1日)につき、税込みで3万2千円を支給する。

(交通費)

第4条 交通費は、前条の報酬額に含むものとする。ただし、タクシーやバスなどを利用した場合には、その要した費用の実費を支給するものとする。

(支給日)

第5条 非常勤の理事及び監事の報酬及び交通費は、毎月20日締めで28日に支給するものとする。支給方法は、各理事及び監事より指定されたそれぞれの金融機関口座に源泉税を差し引いた上で振込むものとする。ただし、現金で支給することもある。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成29年 6月22日から施行する。